

### (3) 自転車の安全性の確保

自転車の安全な利用を確保するため、自転車に関する日本工業規格の整備等により必要な品質の規格・基準を整備するとともに、自転車の組立整備技術の向上、点検整備の確保を目的として、自転車組立整備士制度及び自転車安全整備制度の拡充を図る。

また、関係団体の活動、交通安全に関する教育及び広報活動等を通じて、自転車利用者に対して、前記の規格・基準に適合した自転車の利用を呼びかけるなど安全意識及び点検整備意識の徹底を図るとともに、児童・生徒が利用する自転車の点検整備について、引き続き、関係団体の積極的な協力を求めていくものとする。

## 5 道路交通秩序の維持

### (1) 交通の指導取締りの強化等

#### ア 一般道路における指導取締りの強化等

一般道路においては、歩行者及び自転車利用者の事故防止並びに幹線道路における重大事故の防止に重点を置いて、指導取締りを強力に推進する。このため、交通の指導取締り体

制を充実し、歩行者等の保護誘導活動の推進、歩行者等を脅かす違反行為の取締り、幹線道路における交通秩序維持のための街頭監視、無免許運転、酒酔い運転、著しい速度超過、過積載、駐車違反等の危険性、迷惑性の高い違反の取締り等の活動を強化する。

なお、過積載、過労運転等の違反については、自動車の使用者等に対する責任追及を徹底するとともに、必要に応じ自動車の使用制限処分を行い、この種事案の防止を図る。

#### イ 高速道路における指導取締りの強化

高速道路においては、重大な違反行為はもちろんのこと、軽微な違反行為であっても重大事故に直結するおそれがあることにかんがみ、高速道路における交通の指導取締り体制の整備に努め、交通流や交通事故実態に応じた効果的な機動警ら等を実施することにより、違反の未然防止及び交通流の整序を図る。

また、交通指導取締りは、危険性、迷惑性の高い違反を重点とし、特に、著しい速度超過、車間距離不保持、過積載、過労運転、路肩走行、駐停車違反等の取締りを強化する。

#### ウ 科学的な指導取締りの推進

交通事故及び交通情勢の分析の結果に基づいて、これらに的確に対応するための効果的な交通の指導取締りの手法を研

究開発して積極的に導入し、取締り用装備資器材の近代化に努めるなど科学的かつ効率的な指導取締りの推進を図る。

## (2) 交通犯罪捜査及び交通事故事件捜査体制の強化

ひき逃げ事件その他各種の交通犯罪の捜査及び交通事故事件捜査を適正かつ迅速に行うため、次により要員、装備等の充実強化を図る。

### ア 専従捜査体制の強化等

交通犯罪捜査及び交通事故事件捜査体制を強化するため、専従職員の捜査能力の一層の向上に努めるとともに、適正な立証活動を行うための捜査器材、資料の収集整備等の充実強化を図る。

### イ 初動捜査体制及び科学的捜査体制の強化

初動捜査体制及び科学的捜査体制を強化するため、事故処理車、捜査用車等現場の活動に必要な車両及び鑑識装備資器材を整備する。

## (3) 暴走族対策の強化

暴走行為による事故、事件の発生を防止し、交通秩序を確保するとともに、青少年の健全な育成に資するため、次の暴走族対策を強力に推進する。

ア 暴走族追放の機運を高めるため、広報活動を積極的に行うとともに、家庭、学校、職場、地域等における青少年に対する適切な指導の実施等を促進する。

イ 暴走族のい集場所として利用されやすい公共施設等の管理の徹底を図り、暴走族をい集させないための環境づくりを推進するとともに、暴走行為をさせないため、地域における関係機関が協力し、必要な道路交通環境の整備を図る。

ウ 暴走族の取締り体制及び取締り用装備資器材を整備するとともに、集団暴走行為その他悪質事犯の検挙及び補導を徹底し、併せて解散指導を積極的に行うなど暴走族に対する指導取締りの強化を図る。

また、不法改造車両等の取締りを強化するとともに、改造を行った者に対する責任追及を徹底する。

エ 暴走族関係事犯の捜査に当たっては、個々の犯罪事実を究明することはもとより、当該組織の実態やそれぞれの被疑者の非行の背景となっている行状、性格、環境等の諸事情をも明らかにし、速やかな事件処理を図る。

また、保護処分が付された暴走族少年の処遇に当たっては、交通道德のかん養、家庭、交友関係の調整等再犯防止に重点を置いた指導、教育の実施に努める。

オ 暴走族に対する運転免許の行政処分については、特に迅速

かつ厳重に行うとともに、処分者講習については、再犯防止のため講習内容の充実を図る。

- カ 暴走行為を助長するような車両の改造及び不法無線機の使用を防止するよう、また、車両の部品等が不法改造に使用されることのないよう、関係団体に対する指導を強化する。

## 6 緊急時における救助・救急体制の整備

### (1) 救助・救急体制の整備

事故による被害者を迅速に救護するため、次により救助・救急体制の整備を図る。

#### ア 救助体制の整備、拡充

交通事故に起因する救助活動の増大及び事故の種類、内容の複雑多様化に対処するため、救助体制の整備、拡充を図り、救助活動の円滑な運用を期する。

#### イ 救急業務実施市町村の拡大

救急業務未実施町村については、広域市町村圏の振興整備と併せて、一部事務組合又は事務委託等の広域的共同処理方式によるなど、救急需要の実態等に即した救急業務の実施体制作りを推進する。また、これにより難しい町村については、